

## 岐阜県医療機関エネルギーコスト削減推進事業費補助金（二次募集）の概要

### 【補助対象者】

病院及び有床診療所（一次募集において交付決定を受けた者を除く）

### 【補助対象設備】

別紙（対象設備一覧）に記載の省エネ設備（更新）で、規格及び概要を満たし、かつ省エネ性能に関する基準を満たすもの

### 【補助対象経費】

補助対象設備の更新に必要な経費  
（消費税及び地方消費税相当額は除く）

### 【補助率・補助額】

補助率	補助上限額
1 / 2	病院：3,000千円 有床診療所：300千円

### 【申請受付期間】

令和6年12月13日（金）まで【消印有効】

※予算上限に達し次第、受付終了

## 岐阜県医療機関エネルギーコスト削減推進事業費補助金 Q & A

### 【補助事業への応募に関すること】

Q 1 補助事業への応募期限は？

A 1 令和6年12月13日（消印有効）までにメールまたは郵送（簡易書留等追跡可能な方法）にて提出してください。

申請期間内であっても予算額に達した場合は受付を終了します。原則として申請書の到達が早いものから順に受け付け、到達が同日の場合は発信日が早いものを優先します。

ただし、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合がありますのでご注意ください。

### 【補助対象者に関すること】

Q 2 本社が岐阜県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

A 2 省エネ設備を更新する病院・有床診療所（以下「病院等」という）が県内にあれば補助対象者となります。

Q 3 病院等が一部住居を兼ねている場合、補助対象となるのか？

A 3 事業の用に供する設備が補助対象であることに鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象となることができます。

（例：「1階が病院等、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分を補助対象として申請することができます。）

Q 4 令和6年度の一次募集において交付決定を受けた場合にも申請可能か？

令和4年度において、本補助事業を利用して設備更新を行っている場合はどうか？

A 4 一次募集において交付決定を受けた場合は申請できません。ただし、交付決定後にやむを得ない理由により事業が廃止となった場合はこの限りではありません。

なお、令和4年度事業を利用してしている場合であっても申請は可能ですが、令和4年度事業を利用して更新した設備を対象とすることはできません。

### 【補助対象事業に関すること】

Q 5 補助対象となる省エネ設備は？

A 5 次に掲げる設備が補助対象となる設備です。

- ① 空調・換気設備（エアコン、換気装置（熱交換型）、温風暖房機等）
- ② LED照明設備（人感センサー付きのものを含む）

(既存設備を新たにLED照明設備へ更新する場合に限る。単なる電球等の交換は含まない。)

- ③ 冷蔵・冷凍設備 (冷蔵・冷凍庫等)
- ④ 恒温設備 (チラー (冷却水循環装置)、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ)
- ⑤ 熱電併給設備 (高効率コージェネレーション)
- ⑥ 電気制御設備 (変圧器、産業用モータ)
- ⑦ 窓 (複層ガラス、真空ガラス、サッシ)

※ただし、詳細については、必ず補助金交付要綱別表1を確認してください。

Q 6 省エネ設備の補助額の算出方法は？

A 6 補助率は下記のとおりです。

補助率 1 / 2

上限額 300万円 (病院)

30万円 (有床診療所)

Q 7 同一法人が病院等を複数運営している場合、補助対象となるのは法人かそれとも病院単位か？

A 7 同一法人が病院等を複数運営している場合も、補助対象は病院 (有床診療所) 単位です。なお、運営法人が各病院分をとりまとめて申請することも可能です。

Q 8 本補助金を活用して、複数の設備を同時に更新することは可能か？

A 8 可能です。

ただし、補助上限額は変わりません。

Q 9 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 9 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。既に着手している事業についてはいかなる場合も対象外です。

また、補助事業の実施にあたっては、原則として交付決定後の事業着手でなければなりません。ただし、「申請から交付決定までの間に」事業に着手しなければならない「やむを得ない理由」がある場合は、申請書と併せて事前着手理由書を提出してください。

※事業の性格上又はやむを得ない理由の例

- ・設備の更新に施工を伴うものであって、事業実施期間内の完了に影響がある場合。
- ・設備の購入にあたり、発注から納品までの期間が事業の目的達成に影響を及ぼす場合。

Q 1 0 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 1 0 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。  
なお、次の行為は着手とはみなしません。

- ・ 予算の確保にかかる手続き
- ・ 入札等の事業者選定にかかる手続き（契約締結行為を除く）
- ・ 本事業に先立って行われる必要不可欠な行為であって、本事業とは別の契約等に基づいて行われるもの（同一範囲における先行工事、工事に伴う許可申請手続等）。

Q 1 1 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 1 1 対象設備の設置完了及び設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、事業の完了は令和7年2月末日までになるよう計画してください。

Q 1 2 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A 1 2 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。

Q 1 3 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 1 3 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q 1 4 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 1 4 新築又は増築する病院等に導入する設備は、補助対象となりません。

Q 1 5 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 1 5 補助対象となりません。

Q 1 6 病院等を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 6 補助対象となりません。

#### 【事務手続に関すること】

Q 1 7 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 1 7 補助金の交付については、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 1 8 設備の更新に際して、一般競争入札などにより難しい場合はどうすればいいか。

A 1 8 適正な事業費による執行のため、少なくとも、複数の事業者から有効な見積書を徴取してください。

Q 1 9 更新を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A 1 9 事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。

Q 2 0 設備の購入や施工にかかる業者選定にあたって入札手続きは必須か？

A 2 0 入札手続きは必須ではありませんが、事業者選定にあたっては見積合わせ等、適切な手続きにより行ってください。また、一定規模の工事や購入費が高額である場合は、できるだけ入札等の厳格な手続きを踏むようにしてください。

Q 2 1 2月末日までに支払いが間に合わない場合はどうしたらよいか？

廃棄処分の証明書類が間に2月末日までに処分事業者から提出されない場合はどうか？

A 2 1 支払いが2月末までに行われぬ費用については、補助対象経費とするとはできません。

処分事業者が発行する廃棄処分の証明書類（マニフェストD票等）が間に合わない場合は、以下の書類を実績報告書に添付してください。また、マニフェストD票又はE票が発行され次第、その写しを県に提出してください。

- ・マニフェストA票又はB2票の写し等、処分事業者に引き渡したことを証明する書類
- ・廃棄処分の証明書類の提出が遅れることの理由書